

本格的な夏を迎える前に、命を守る備えを！**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中**

～令和7年6月1日施行 労働安全衛生規則の改正～

◆ 熱中症の重症化を防ぐために、ルールが変わります

近年、猛暑の影響で職場における熱中症による事故や死亡事例が深刻化しています。

とくに高温・高湿度の環境での作業では、誰もが突然倒れる危険があり、早期の対応が命を守ります。

こうした背景を受け、労働安全衛生規則が改正され、令和7年（2025年）6月1日から施行されます。改正では、事業者には新たな「報告体制」と「緊急対応の手順整備」が義務付けられました。

★ 改正内容のポイント（令和7年6月1日施行）**✓ 1. 【報告体制の整備と周知】**

熱中症のおそれがある作業では、以下の報告体制を事前に整備し、関係作業者に周知する必要があります。

- ① 熱中症の症状を自覚した作業者
- ② 熱中症の疑いがある作業者を見かけた者

➡ これらの報告を受ける連絡先・担当者の明確化と、作業者への共有が義務となります。

✓ 2. 【緊急対応手順の策定と周知】

症状が現れた際の「命を守るための行動フロー」を明確に定め、全作業者に共有しておく必要があります。

- ・ 作業からの即時離脱
- ・ 身体の冷却（水・氷・空調等を活用）
- ・ 必要に応じて医師の診察や救急処置
- ・ 緊急連絡網、搬送先の医療機関の情報（連絡先・所在地）

➡ これらを手順書やポスター形式で見える化し、従業員にわかりやすく周知しましょう。

🔍 対象となる「熱中症リスクの高い作業」とは？

以下の条件に当てはまる作業は、特に注意が必要です：

- ・ WBGT（湿球黒球温度）28℃以上 または 気温31℃以上
- ・ その環境下で「1時間以上連続」または「1日で4時間超」作業を行う場合

屋外工事、倉庫内作業、厨房、運送、農作業など、対象範囲は広く、すべての業種で備えが求められます。

✓ 今からできる！チェックリスト

- ✓ 暑さ指数（WBGT）を測定・記録していますか？
- ✓ 熱中症の症状を共有する報告体制は整っていますか？
- ✓ 緊急時の対応フローは明文化・掲示されていますか？
- ✓ 冷却手段や給水環境が十分に用意されていますか？

📌 まとめ：命を守る仕組みを職場に

熱中症は、“**防げる職場災害**”です。

法改正をきっかけに、全社的に「命を守るルールと体制」の見直しを進めましょう。

【参考資料】

・厚生労働省 長野労働局 「熱中症予防対策」

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html

・厚生労働省 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>